

研究活動に係る不正防止及び不正行為への対応に関する規程

第1条（目的）

この規程は、会社における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適切な対応について必要な事項を定める。

第2条（定義）

- この規程において「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 会社に雇用されて研究活動に従事している者
 - 研究費又は会社の施設や設備を利用して研究に携わる者
- この規程において、「研究活動に係る不正行為」とは、故意または研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、投稿論文その他発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に対し、次の各号に掲げることを行い、又はこれに助力する行為をいう。
 - 捏造 存在しないデータ、研究結果を作成すること。
 - 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - 盗用 研究者等が、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
 - その他の研究活動上の不正行為 研究成果の二重投稿、不適切なオーサーシップその他の科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
- この規程において、「研究部等」とは、研究者等が所属する部署をいう。

第3条（研究者等の責務）

- 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を定期的に受講しなければならない。
- 研究者等は、自らの研究活動の正当性の証明手段の確保を目的として、第三者による検証可能性を担保するため、研究記録、実験・観測データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理しなければならない。
- 研究者等は、当該研究活動に係る研究資料等の開示の必要性及び相当性を認めた場合には、これを開示しなければならない。

第4条（最高管理責任者）

- 会社は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表取締役社長をもって充てる。
- 最高管理責任者は、公的研究費の取扱いに係る不正防炎対策の基本方針を策定し、周知するとと

もに、次条に規定する統括管理責任者、第6条に規定する研究倫理推進責任者及び第7条に規定するコンプライアンス推進責任者が、公的研究費の適切な運営・管理を行うために必要な措置を講じなければならない。

第5条（統括管理責任者）

1. 会社は、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について会社全体を統括する責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、コーポレート本部長をもって充てる。
2. 統括管理責任者は、前条第2項で規定する基本方針に基づき、会社全体の具体的な対策を策定し、研究倫理推進責任者及びコンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

第6条（研究倫理推進責任者）

1. 会社は、研究部等における研究倫理の向上及び不正行為の防止等について責任と権限を持つ者として研究倫理推進責任者を置き、当該研究部等の長をもって充てる。
2. 研究倫理推進責任者は、統括管理責任者の指示の下に、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 自己の管理又は指導する研究部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 自己の管理又は指導する研究部等において、研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等を監督し、必要に応じて改善を指導する。

第7条（コンプライアンス推進責任者）

1. 会社は、研究部等における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、コーポレート本部 業務管理部長をもって充てる。
2. コンプライアンス推進責任者は、研究者等に対して研究倫理に関する教育を定期的に受講させなければならない。

第8条（監査役の役割）

監査役は、第4条第2項に規定する会社全体の具体的な対策及びその実施状況並びに公的研究費の取扱いに係る不正防止に関する内部統制の整備・運用状況を定期的に確認し、最高管理責任者及び統括管理責任者に対して意見を述べる。

第9条（通報の受付窓口）

1. 不正行為に関する会社内外からの通報の受け付け又は通報に関する相談（以下「通報」という。）を受け取る窓口（以下「通報窓口」という。）をコーポレート本部 業務管理部に設置する。
2. 通報の方法は、書面、電話、電子メール又は面談等とする。

第10条（通報の受付）

1. 通報は、原則として次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 通報を行う者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、連絡先が明示されていること。
 - (2) 研究不正を行ったとする研究者等の氏名、所属部署、研究不正の態様その他の内容が明示され、且つ研究不正とする合理的根拠が示されていること。
2. 通報窓口は、匿名による通報について、必要と認める場合には、統括管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
3. 統括管理責任者は、通報の報告を受けた場合は、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、当該通報に関する研究部等の長に、その内容を通知するものとする。
4. 通報窓口は、通報が書面による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。
5. 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究室等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、統括管理責任者は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

第11条（通報の相談）

1. 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。
2. 通報の意思を明示しない相談があったときは、その内容に研究不正を疑うに足りる相当の理由があると認められる場合は、通報窓口は、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。
3. 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口は、統括管理責任者に報告するものとする。
4. 第3項の報告があったときは、統括管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

第12条（通報窓口の社員の義務）

1. 通報の受付に当たっては、通報窓口の社員は、通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。
2. 通報窓口の社員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
3. 前項の規定は、通報の相談についても準用する。

第13条（秘密保護義務）

1. この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。社員等でなくなった後も、同様とする。
2. 統括管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を

徹底しなければならない。

3. 統括管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩した場合は、当該者の了解は不要とする。
4. 統括管理責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

第14条（通報者の保護）

1. 研究部等の長は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
2. 会社に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
3. 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則又はその他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
4. 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

第15条（被通報者の保護）

1. 会社に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
2. 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則又はその他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
3. 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

第16条（悪意に基づく通報）

1. 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく通報とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。
2. 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
3. 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第17条（予備調査の実施）

1. 第11条に基づく通報があった場合又は統括管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、統括管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
2. 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない会社の役職員のうちから統括管理責任者が指名する。
3. 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
4. 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究記録、実験資料等を保全する措置をとることができる。

第18条（予備調査の方法）

1. 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
2. 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

第19条（本調査の決定等）

1. 予備調査委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。
2. 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
3. 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
4. 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、資金配分機関や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
5. 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の資金配分機関及び関係省庁に、調査方針、調査対象及び方法等について報告及び協議するものとする。

第20条（調査委員会の設置）

1. 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、調査委員会を設置する。
2. 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 最高管理責任者が役職員等のうちから指名する者
 - (3) 最高管理責任者が委嘱した外部有識者（うち1名は法律の知識を有する者とする。）
3. 調査委員会の委員の過半数は、研究所に属さない外部有識者でなければならない。
4. 調査委員会のすべての委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5. 調査委員会の委員長は、統括管理責任者とする。ただし第4項の規定により統括管理責任者が調査委員会の委員となれないときは、最高管理責任者が第2項第2号又は第3号に定める者のうちから指名する。

第21条（本調査の通知）

1. 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。
2. 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
3. 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

第22条（本調査の実施）

1. 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。
2. 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
3. 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、研究記録、生データ（各種計測装置や観測施設等から得られた記録及び実験において得られた観察の結果やその記録をいう。以下同じ。）その他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
4. 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
5. 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
6. 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
7. 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関等からの求めに応じて、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に対応しなければならない。

第23条（本調査の対象）

本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

第24条（証拠の保全）

1. 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2. 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が自社でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
3. 調査委員会は、前項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

第25条（本調査の中間報告）

調査委員会は、本調査の終了前であっても、通報された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

第26条（調査における研究又は技術上の情報の保護）

調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

第27条（不正行為の疑惑への説明責任）

1. 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らすようとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
2. 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第22条第5項の定める保障を与えなければならない。

第28条（認定の手続き）

1. 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
2. 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
3. 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
4. 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
5. 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。
6. 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告しなければならない。

第29条（認定の方法）

1. 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証

言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2. 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
3. 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、研究記録、実験試料及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

第30条（調査結果の通知及び報告）

1. 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が当社以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
2. 最高管理責任者は、通報等の受付から210日以内に、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
3. 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が当社以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

第31条（不服申立て）

1. 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
2. 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
3. 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
4. 前項に定める新たな調査委員は、第20条第2項及び第3項に準じて指名する。
5. 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
6. 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
7. 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配

分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

第32条（再調査）

1. 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
2. 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
3. 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
4. 最高管理責任者は、本条2項又は3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が当社以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

第33条（調査結果の公表）

1. 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
2. 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、当社が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
4. 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
5. 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
6. 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表

する。

第34条（本調査中における一時的措置）

1. 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
2. 最高管理責任者は、資金配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

第35条（研究費の使用中止）

最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

第36条（論文等の取下げ等の勧告）

1. 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
2. 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を社長に行わなければならない。
3. 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

第37条（措置の解除等）

1. 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
2. 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

第38条（処分）

1. 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則又はその他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。
2. 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

第39条（是正措置等）

1. 統括管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。
2. 最高管理責任者は、前項の勧告に基づき、関係する研究部等の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、会社全体における是正措置等をとるものとする。
3. 最高管理責任者は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

第40条（利益相反関係の排除）

1. 統括管理責任者及び調査委員会の委員、通報窓口又は調査委員会の事務局を担当する職員は、自らが関係する第10条による通報の処理に関与してはならない。
2. 統括管理責任者は、利益相反者が、前項の業務にあたっている場合には、直ちに、当該利益相反者に替えて、別途適切な者を充てるものとする。
3. 最高管理責任者は、統括管理責任者が利益相反者に該当する場合には、第5条にかかわらず、他の者を統括管理責任者として指名し、当該通報に係る不正行為の対応に関する責任者とする。

附則

本規程は2024年12月19日から施行する。